受付
8年10.02
沖縄県医師会
17

保薬第948号
令和8年9月9日

一般社団法人　沖縄県医師会長　殿

沖縄県保健医療介護部長
（公印省略）

令和8年度沖縄県「薬と健康の週間」の実施について

本県の薬事行政の推進につきましては、平素より御協力いただき感謝申し上げます。

令和8年2月24日付け保薬第1617号で依頼しておりました標記週間の後援につきまして、御承認いただきありがとうございました。

このたび、本週間の実施要綱及び行事予定表を策定しましたので、別添のとおり送付します。

また、本週間のポスターを同封しますので、貴施設内又は関係機関での掲示について御協力をお願いいたします。

【担当】
薬務生活衛生課薬務班
喜屋武、泉水
TEL：098-866-2055
FAX：098-866-2723

令和８年度沖縄県「薬と健康の週間」実施要綱

１　目的

本週間は医薬品や薬剤師等の専門家の役割に関する正しい知識を広く県民に浸透させることにより、県民の保健衛生の維持向上に寄与することを目的とする。

２　実施期間

令和８年 10 月 17 日から 10 月 23 日までの１週間

３　実施機関

主催　　沖縄県、一般社団法人沖縄県薬剤師会

後援　　沖縄県教育委員会、（一社）沖縄県医師会、（一社）沖縄県歯科医師会、（一社）沖縄県医薬品登録販売者協会、沖縄県医薬品卸業協会、沖縄県医薬品配置協議会、沖縄県薬業連合会、沖縄県薬物乱用防止協会、（株）沖縄タイムス社、（株）琉球新報社、（株）宮古毎日新聞社、（株）八重山毎日新聞、（株）八重山日報社、沖縄テレビ放送株式会社、琉球放送株式会社、琉球朝日放送株式会社、ＮＨＫ沖縄放送局、宮古テレビ（株）、八重山ケーブルネット合同会社、（株）エフエム沖縄、（株）ラジオ沖縄、（株）エフエム那覇、（株）ＦＭコザ、（株）いとまんコミュニティエフエム株式会社、ＦＭ２１（株）、（株）エフエムみやこ、（有）石垣コミュニティーエフエム、ＦＭ琉球（株）、（株）ＦＭとよみ、（株）ＦＭよみたん、沖縄ラジオ（株）、（株）ＦＭうるま、（株）ＦＭやんばる、ＦＭ久米島（株）（順不同）

４　実施事項

（１）総論

医薬品や医薬品の専門家である薬剤師等の役割に関する正しい知識について、国民に対し広く普及を図るため、次の事項に重点を置き、主催者は相互に緊密な連絡を取り、後援者の協力、広報機関等の活用を含め、それぞれの実情に即した計画を策定して実施する。

特に、薬剤師・薬局が、処方箋受付時の調剤だけではなく、それ以外の対応（例えば、ポリファーマシーの解消や重複投薬の防止、残薬の整理（ブラウンバッグ運動などを含む）、調剤後のフォローアップ等）、ファーストアクセスとしての健康サポート機能（健康相談、要指導医薬品・一般用医薬品（以下「一般用医薬品等」という。）の相談等）を担うことやかかりつけ薬剤師・薬局を持つことによる利点を紹介し、これらによる医療の質の向上を一人でも多くの国民が実感できるよう、積極的な取組を展開する。

また、健康サポート薬局、地域連携薬局、専門医療機関連携薬局の役割等について周知を行う。

① 薬剤師・薬局の役割や特徴について理解を深める事項

ア 薬剤師・薬局の基本的な役割の理解、処方箋受付時の調剤以外での薬局の活用薬剤師・薬局には主に以下のような役割があることの普及啓発を図る。

ⅰ） 医療保険・介護保険分野（処方箋受付時の調剤、在宅医療への対応など）
ⅱ） 一般用医薬品等の販売
ⅲ） 薬事衛生（学校薬剤師、薬物濫用対策、新興感染症や災害等の有事への対応）

そのうえで、特に、処方箋受付時の調剤だけではなく、それ以外の対応（例えば、ポリファーマシーの解消や重複投薬の防止、残薬の整理（ブラウンバッグ運動などを含む）、調剤後のフォローアップ、医療機関への受診勧奨、医療従事者間での情報共有等）、ファーストアクセスとしての健康サポート機能（健康相談、一般用医薬品等の相談等）が薬局で担えることを紹介する。

イ 地域住民がかかりつけ薬剤師・薬局を持つことによる利点

県民がかかりつけ薬剤師・薬局について理解し、積極的に活用できるよう、かかりつけ薬剤師・薬局を持つことによる以下の利点について、普及啓発を図る。

ⅰ） かかりつけ薬剤師が薬の情報等を一元的・継続的に把握することで、患者が複数の医療機関・診療科を受診している場合でも、処方された薬の重複防止や相互作用の確認のほか、薬の副作用や期待される効果について継続的な確認を受けることができる。
ⅱ） 薬の副作用や飲み間違いなどについて、休日・夜間を含めいざというときや困ったときに、かかりつけ薬剤師・薬局に電話等による相談ができる。
ⅲ） 薬の飲み忘れや飲み残しで困ったとき、かかりつけ薬剤師に相談することで、薬を適切に使用するためのアドバイスを受けられるほか、飲み残しの薬(残薬)の問題などを解消することができる。

ウ 薬局の特徴とそれを知るための方法

患者が自身にあった薬局を選ぶ方法として、「薬局機能情報提供制度」、「健康サポート薬局」、「認定薬局制度」、などが活用できることについて、以下の内容を参考に紹介する。

ⅰ）薬局機能情報提供制度

令和６年４月から運用を開始した全国統一的な検索・情報提供システムである医療情報ネット（愛称：ナビイ）では、健康サポート薬局及び認定薬局であるか否かの情報に加えて様々な情報を提供しており、例えば、①

相談できる内容（介護の相談、育児の相談、生活習慣病、禁煙等の健康相談等）、②24時間対応の可否、③無菌調剤設備に係る調剤の実施の可否等の在宅医療への対応、④バリアフリー構造に対応している設備等、⑤入退院時の情報連携体制の有無を知ることが可能である。

このほか、地域における多様な薬剤師サービス（注）について、地域の薬剤師会等の関係者が情報収集・提供を行っている場合には、当該情報も紹介する。

（注）例えば、糖尿病患者への説明・セルフケア支援、医療的ケア児・緩和ケア等の在宅対応、コミュニティスペース、栄養サポート、検査等がある。

ii）健康サポート薬局及び認定薬局

以下のような特徴を参考に薬局を選択することが可能である。

- 健康サポート薬局（地域住民による主体的な健康の維持・増進を積極的に支援する薬局）
- 地域連携薬局（入退院時の医療機関等との情報連携や、在宅医療等に地域の薬局と連携しながら一元的・継続的に対応できる、かかりつけ機能が充実した薬局）
- 専門医療機関連携薬局（がん等の専門的な薬学管理に関係機関と連携して対応できる、高度薬学管理機能を持つ薬局）

また、セルフメディケーション推進の観点から、地域住民が自分自身の健康に責任をもち、積極的かつ正しく薬を使用し、健康増進に努める重要性を周知する。その際、かかりつけ薬剤師・薬局としての基本的機能を備えた上で、地域住民の健康の維持・増進を積極的に支援している健康サポート薬局が活用できるように、その役割と活動状況を積極的に紹介する。

エ　薬剤師・薬局は、地域の在宅医療をはじめ、地域包括ケアシステムの担い手の一員であることから、他の医療・介護職種や地域住民に対して、在宅医療等地域包括ケアシステムにおける薬剤師・薬局の役割と活動状況を積極的に紹介する。

オ　薬剤師・薬局は、後発医薬品の使用推進に関して、大きな役割を担っていることから、地域住民や他の医療・介護職種に対して、後発医薬品の情報提供に関する薬剤師・薬局の役割について正しい理解・知識を普及啓発する。

カ　薬剤師・薬局は、公衆衛生面において、地域住民に正しい情報を提供し、相談に応じながら、正しい理解を促す役割を担っていることから、感染症対策

として手洗い等の基本的な対応の周知など公衆衛生の向上及び増進における薬剤師・薬局の役割について周知を図る。

② 医薬品についての正しい知識を普及する事項

ア 医薬品は病気や怪我を治すのに役立つ一方、正しく使わなければ健康を損なうおそれがあることから、県民が医薬品に関する正しい知識と理解を深めることができるように普及啓発する。

イ 医薬品について不明な点がある場合や、医薬品の服用後に問題が生じた場合には、医師、薬剤師等の専門家に相談等をするよう、普及啓発する。

相談等の内容から、副作用の疑いがある場合は、製薬企業、医療機関、薬局等から厚生労働省、ＰＭＤＡへ報告が行われる制度があり、報告されたデータの調査結果に基づき、必要な安全対策措置や情報提供が行われていることについても広く周知する。

関連する制度として、患者副作用報告制度、医薬品副作用被害救済制度及び生物由来製品感染等被害救済制度、予防接種健康被害救済制度について周知する。

ウ 医薬品は、使用期間、効能、効果、用法、用量、保管方法などを守り、使用上の注意を十分に理解して、正しく使用しなければならないことを普及啓発する。

特に高齢者については、肝・腎機能低下のための副作用が起こりやすく、また複数の医療機関・診療科受診による重複投薬、相互作用又は記憶力・注意力低下による誤用等の危険性が高いことから、ポリファーマシー解消の観点も踏まえ、なお一層医薬品の正しい使用を普及啓発する。

また、医薬品の誤飲事故、特に小児による医薬品の誤飲事故の事例が多いとされていることから、医薬品を小児等の手の届かない場所に保管するなど、適切な保管・管理をするよう、患者の家族等へ注意喚起とともに普及啓発する。

エ 一般用医薬品等の販売制度の周知を通じて、医薬品の適正使用のためには、薬剤師等から医薬品のリスク、副作用等に関する情報提供等を受けることが必要であることを普及啓発する。

加えて、一般用医薬品のインターネット販売を行っている販売サイトを利用する際には、厚生労働省のホームページで自治体から厚生労働省に報告された販売サイトであることを確認し、安全な医薬品を安心できる販売サイトから購入するよう周知する

オ 一般用医薬品等の販売の際、薬剤師等が、購入者から健康食品等の摂取状況

を聴取し、過剰摂取や医薬品との相互作用等について確認し、購入者に対し必要な注意喚起をするなどの取組を行う。

カ　一般用医薬品等の販売ルールの遵守について点検を行う。

キ　若年者を中心に一般用医薬品の濫用が社会問題化している状況に対し、指定濫用防止医薬品の販売等の新たな規制が令和８年５月１日に施行されたことも踏まえ、薬局等において幅広い関係者との連携の下、販売について適切な対応がなされるよう、また濫用の背景にある悩み等に関して必要な支援につなげることができるよう周知を図るとともに、なお一層、適切な使用を普及啓発する。特に、指定濫用防止医薬品について社会全体への認知度を高めるべく周知を着実に行う。医薬品販売に携わる薬剤師・登録販売者に加え、学校薬剤師による啓発活動等が含まれる

ク　後発医薬品について、正しい知識と理解を深めることができるように普及啓発する。

ケ　オンライン診療に基づいて処方された緊急避妊薬を研修を修了した薬剤師が在籍する薬局において調剤を行い、薬剤師の面前で服用する制度であることや緊急避妊薬を要指導医薬品として購入可能になったことを普及啓発する。

③　その他

ア　お薬手帳の活用が、一般用医薬品の管理や、血圧等の患者のＰＨＲ情報の管理等に有益であることを周知する。

イ　電子版お薬手帳における医薬品の検索機能や安全性情報の取得機能、服用タイミング等のアラート機能、過去に処方・調剤された薬剤情報の把握・管理を容易にするマイナポータルと連携した機能等の活用が有益であることを周知する。

ウ　電子処方箋により、複数の医療機関・薬局・患者間で直近の薬剤情報の共有が可能となり、重複投与や相互作用の確認等により、安心安全な医療につながることを周知する。

エ　大麻をはじめとした麻薬、覚醒剤、危険ドラッグ等の危険性及び乱用が健康に及ぼす影響を周知し、特に青少年に対する薬物乱用防止の啓発活動を展開する。

オ　地域住民に対し、献血への理解及び協力を求める普及啓発を行う。

カ　医薬品開発について広く国民へ周知し、その中で臨床研究や治験の意義等について普及啓発を行う。

（2）沖縄県

沖縄県薬剤師会における実施事項

ア　広報等における啓発宣伝

a）沖縄県及び沖縄県薬剤師会は、自己の広報手段を十分に活用するとともに、各種の報道機関に対しても資料を提供すること等により本週間の趣旨を周知する。また、県内各保健所等においてポスターの掲示を行うことで本週間について周知する。

b）沖縄県及び沖縄県薬剤師会は、薬事関係団体及び製造販売業者等の協力の下、テレビ・ラジオの提供番組、SNS を含むインターネット、新聞の広告紙面等を利用して本週間の趣旨を周知する。

イ 各種催し物等の実施及び報告

a）沖縄県知事は、薬事功労者を表彰する。

b）沖縄県、那覇市及び沖縄県薬剤師会は、くすりと健康フェア、お薬相談会、パネル展示等の催し物を行い、本週間の実施目的の達成を図る。特に、高齢者及び小児の医薬品の誤用・誤飲防止等のため、老人クラブ等関係団体の協力を得て、本人及び保護者に対し、薬の正しい使い方について啓発活動を行う。

c）沖縄県及び沖縄県薬剤師会は、自らまたは関係団体等が作成した薬の正しい使い方等に関する啓発資材について、その効果的な活用を行うために関係団体等と連携する。

d）沖縄県薬剤師会は、地区ごとに薬剤師会、医師会、歯科医師会の懇談会を開催する等の活動を通じて、薬剤師・薬局が地域医療に貢献している事例等を積極的に紹介し、かかりつけ薬剤師・薬局の趣旨を広く周知する。

d）沖縄県薬剤師会は、在宅医療、健康相談などの実施を含めた薬剤師・薬局の社会的役割について啓発活動を行う。

f）沖縄県及び沖縄県薬剤師会は、薬局及び医薬品販売業の適正なあり方及びその社会的な役割について関係者に対する指導研修を行う。

g）沖縄県は、「薬局機能情報提供制度」の周知と活用の促進に努める。また、沖縄県薬剤師会は、地域医療機関・薬局マップの提供、公表を行う。この際、地域包括ケアシステム推進の観点も考慮し、在宅医療に関する事項を盛り込む等、地域住民が自身の望む医療を受けることができる医療機関・薬局を選択す

るために役立つ情報を盛り込む。

h) 沖縄県及び沖縄県薬剤師会は、本週間の趣旨を徹底しつつ学校薬剤師による地域活動等を支援するため、教育委員会を通じて、児童生徒に対し、学校薬剤師による薬の正しい使い方についての講演等を実施する。

i) 沖縄県薬剤師会は、医薬品、化粧品等の検査を行うことを通じて、広く薬事衛生の向上に努める。

j) 沖縄県及び沖縄県薬剤師会は、関係者の協力を得て地域住民に対し、献血への理解を求める普及啓発を行うとともに、麻薬、覚醒剤をはじめ、大麻、危険ドラッグ等の危険性及び乱用が健康に及ぼす影響について周知し、特に青少年に対する薬物乱用防止の啓発活動を行う。

k) 沖縄県は、自ら又は関係団体等が行う各種実施事項について、事前に広く周知を図るとともに厚生労働省に報告する。

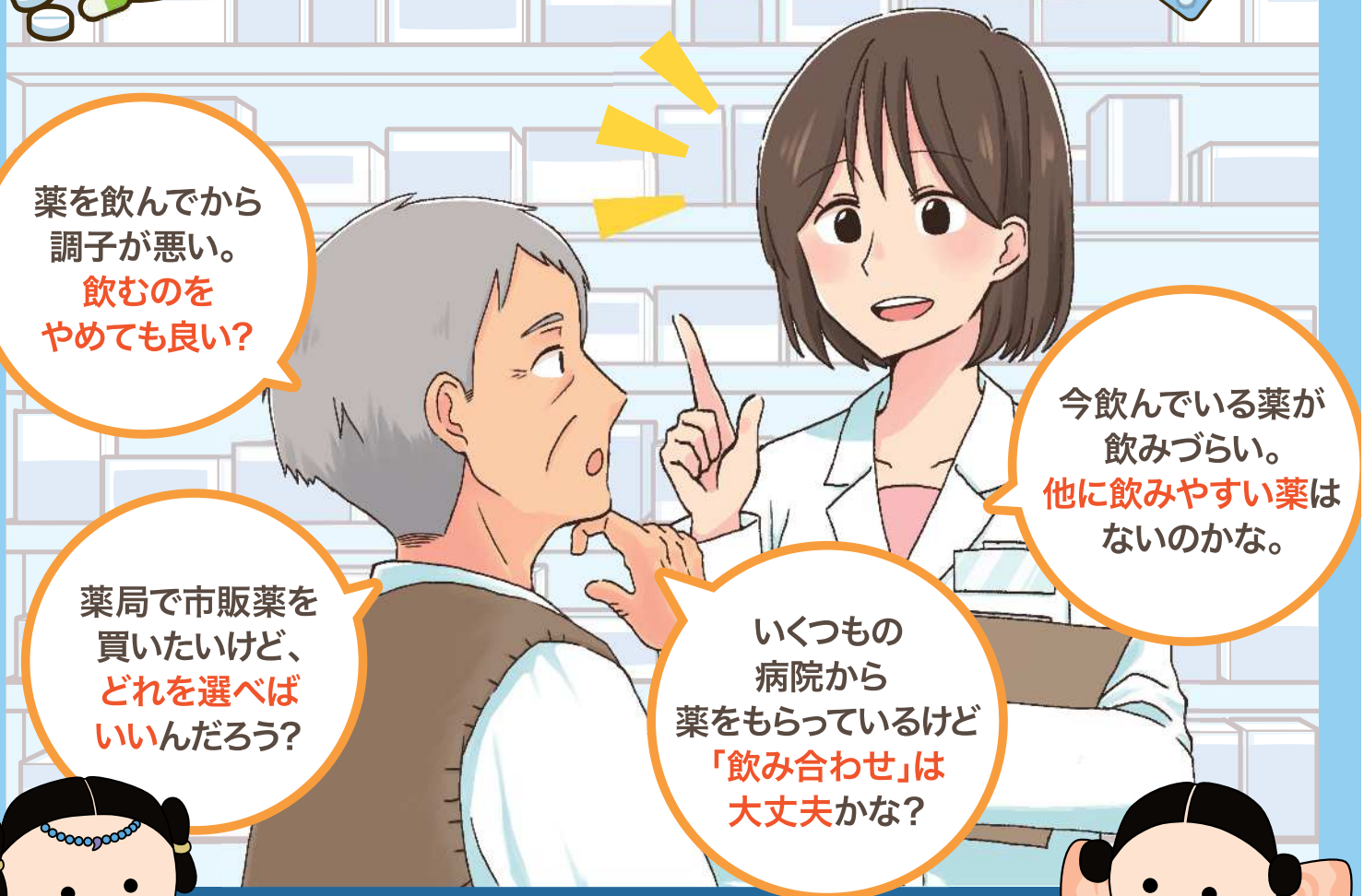
（3） その他

ア この要綱に掲げるもののほか、各種関係団体と連携を取り、相互に協調し、それぞれの実情に即した運動を実施する。

令和７年度「薬と健康の週間」行事予定表

開催日	行事名	開催場所	実施団体
10月1日～31日	CM放映	琉球放送の番組内	沖縄県薬剤師会
10月17日	「薬と健康の週間及び麻薬・覚醒剤乱用防止運動」街頭キャンペーン	イオン名護店前	北部地区薬剤師会、沖縄県薬物乱用防止協会北部支部、沖縄県
10月17日～23日	懸垂幕の掲示	那覇市保健所、 那覇市役所本庁舎	那覇市
10月17日～23日	パネル展示	イオン南風原店（ベスト電器前）	沖縄県
10月17	「薬と健康の週間」 街頭キャンペーン	サンエー石垣シティ	八重山地区薬剤師会、沖縄県
10月18日	「薬と健康の週間」懸垂幕掲示	那覇市保健所、那覇市役所本庁舎	那覇市
10月18日	「薬と健康の週間」街頭キャンペーン	サンエー宮古島シティ（予定）	沖縄県
10月18日	くすりと健康フェア　こども調剤体験	ダブルツリーbyヒルトン	沖縄県、沖縄県薬剤師会
	くすりと健康フェア　健康とおくすり相談会		
	沖縄県薬剤師会会長表彰		
	薬事功労者表彰式、薬事・毒劇監視員医薬食品局長表彰伝達式		
	くすりと健康フェア　講演会		
10月19日～23日	パネル展示	沖縄銀行美里支店	沖縄県
10月21日	薬祖祭	波上宮本殿	沖縄県薬業連合会、沖縄県
10月21日	登録販売者外部研修会	沖縄県薬剤師会館	沖縄県医薬品登録販売者協会

薬は正しく使いましょう!





薬について気になることはなんでも、かかりつけ薬剤師・薬局にご相談ください。



薬と健康の週間

パンフレット（厚生労働省HP）

令和8年10月17日(土)～23日(金)

厚生労働省/都道府県/日本薬剤師会及び都道府県薬剤師会

文部科学省/独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA)/日本製薬団体連合会/日本製薬工業協会/全日本医薬品登録販売者協会/日本医薬品登録販売者会/全国配置薬協会/日本置き薬協会/日本配置販売業協会/日本チェーンドラッグストア協会/日本保険薬局協会/麻薬・覚せい剤乱用防止センター